四　電子署名等確認設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。

（電子署名又は電子利用者証明の確認に係るその他の業務の方法）

第二十八条　令第九条第二号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　電子署名等確認認定申請者の役員若しくは法第十七条第一項第六号に規定する確認の業務（以下「電子署名等確認業務」という。）を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者がないこと。

二　法第十七条第三項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三　電子署名等確認業務について次の事項を規程等により明確かつ適切に定め、かつ、当該規程等に基づき業務を適切に実施すること。

［イ～ニ　略］

ホ　業務に係る技術に関し充分な知識及び経験を有する者の配置

［ヘ・ト　略］

四　［略］

（軽微な変更）

第二十八条の二　令第九条の二第一項に規定する総務省令で定める軽微な変更は、同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設とする。

（変更の認定）

第二十八条の三　第二十四条の二から第二十六条までの規定は、法第十七条第一項第五号の認定を受けた者に係る令第九条の二第一項の変更の認定について、第二十六条の二から第二十八条までの規定は、法第十七条第一項第六号の認定を受けた者に係る令第九条の二第一項の変更の認定について、それぞれ準用する。

（認定の更新）

第二十八条の四　第二十四条の二から第二十六条までの規定は、法第十七条第一項第五号の認定を受けた者に係る同条第二項の更新の認定について、第二十六条の二から第二十八条までの規定は、法第十七条第一項第六号の認定を受けた者に係る同条第二項の認定の更新について、それぞれ準用する。

（署名利用者本人が電子署名を行ったことの確認のための措置）

第三十六条の二　法第十九条第二項に規定する総務省令で定める措置は、第六条第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。

（署名用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出事項）

第三十六条の三　令第十五条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　保存期間に係る署名用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了しようとする日

［新設］

（電子署名又は電子利用者証明の確認に係るその他の業務の方法）

第二十八条　令第九条第四号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　電子署名等確認認定申請者の役員若しくは法第十七条第一項第六号に規定する確認の業務（以下「電子署名等確認業務」という。）を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者がないこと。

［新設］

二　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　業務に係る記述に関し充分な知識及び経験を有する者の配置

［ヘ・ト　同上］

三　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］